

情報 FUKUOKA 第105号



トライ



発行者

九州旅客鉄道労働組合
福岡地方本部

発行責任者 岩永 康志
編集責任者 森永 克章

北九州市小倉北区室町3-137-1
NTT (093) 583-3385
JR (091) 4307~4308

サマーフェスティバル情報

8月23日(土)・24日(日)・25日(月)各日開催

日帰り：朝倉地区 バス旅行

行程

小倉駅9:10-平和祈念館

直方駅8:40-博多駅9:50-平和祈念館

博多駅9:30-鳥栖駅10:10-平和祈念館

平和祈念館-花立山温泉-フルーツ狩り

(フルーツ狩りはナシかブドウ)

フルーツ狩り後各出発地の駅へ

大会には、執行部、代議員、特別代議員、傍聴者、来賓など合わせて約230名が出席、議長団には本部定期大会では初の女性議長となる、熊



2014年7月11日

本地本の神原敏子代議員と、福岡地本からは森永克章代議員を選出し、議事が進められました。執行部を代表して許斐委員長は昨年からの取り組みや、組織強化・拡大、将来のJR九州を見据えた中長期的な政策課題の実現をはじめとする2014年度の運動方針を決定しました。大会では福岡地本選出の中村芽中央執行委員の退任に伴い、福岡地本本社支部運輸分会の吉田春菜さんを新たに中央執行委員として選出し飛躍・信頼・創造の新しい下、新たな時代を切り拓くため、積極果敢に挑戦し続けることを確認しました。

議員が、効率化施策問題や、これからのJR九州労働組合の運動を担っていく役員活動家の育成など、多くの意見が出され、執行部の答弁、中原書記長の集約答弁を経て、すべての議案が満場一致で採択されました。その後、安全確立や組織強化・拡大、政治的政策課題実現にむけた取り組みなどをはじめとする大会宣言を採択、新たな時代を切り拓く飛躍・信頼・創造のスローガンの下、積極果敢に挑戦し続けることを誓いあいました。

福岡地本の代議員質疑要旨
○定村 博之・小倉駅
小倉駅ホーム要員について
○川畑 哲実・直方車両センター
2014春闘について
博多直方ワンマン運転について

新たな時代へ確かな継承 第23回本部定期大会開催



JR九州労働組合は7月11日、熊本市ANAクラウンプラザホテル熊本ニースカイで第23回定期大会を開き、安全の確立にむけた取り組みや、組織強化・拡大、将来のJR九州を見据えた中長期的な政策課題の実現をはじめとする2014年度の運動方針を決定しました。大会では福岡地本選出の中村芽中央執行委員の退任に伴い、福岡地本本社支部運輸分会の吉田春菜さんを新たに中央執行委員として選出し飛躍・信頼・創造の新しい下、新たな時代を切り拓くため、積極果敢に挑戦し続けることを確認しました。

時間年休の制度化について
○久保田 耕二・福岡地本
今後の効率化施策について
統一地方選挙の取り組みについて
○宮路 亨・博多新幹線乗務所
組織機構の見直しについて
新玉名駅ホーム担当について
○尾花 有美香・門司車掌区
女性社員の待遇改善について
女性専用車の新設について
○田頭 正憲・福岡地本
政治政策課題について
退職者連絡会の活動について
4両ワンマン運転について
○岩永 康志・福岡地本
組織機構の見直しについて
安全の確立について
組織課題について
女性社員の待遇改善について
統一地方選挙の取り組みについて



福岡地本本社支部運輸分会の吉田春菜さん

福岡地方本部

今月の支部

福岡地方本部で新たに結成された各支部を紹介していきます。

北九州支部



○支部長【代理】権藤敏明(北九州施設連合分会)

○所属分会(13分会)

JR九州病院・社員研修センター・門司駅連合
小倉駅連合・黒崎駅連合・折尾駅連合・行橋駅連合
JR九州旅行北九州・門司車掌区・北九州施設連合
北九州電気連合・小倉運転区

地域本社

○支部の特色

組合員約1,200名が所属しており、福岡地本では博多支部の次に組合員の多い支部です。

○支部体制になって変わったこと

色々な職種で役員体制を構成しているため、会議等では支部役員と分会役員とで助け合いながら活動を行っています。

○今後の抱負

各支部の良い所を取り入れ、より効率的な運営ができるよう工夫していきます。

委員長のつぶやき

労働基準法第75条ないし第88条には災害補償について規定されている。▼労働者が労災を被ると、治療費が必要となるし、治療中は働くことができないので、給料も入ってこない。▼そのため、同法では、業務上の負傷や疾病における必要な負担などを使用者に対して求めているが、必ずしも全ての使用者に負担能力がある訳ではない。▼そこで、第84条において、労働者災害補償保険法による給付が行われるべきものである場合は、使用者は補償の責を免れるとされる。▼国の労災保険制度は健康保険制度とは異なり手厚い救済を受けられる。また、療養中は、打切補償が行われた場合などの例外を除き、解雇されることもなく労基法第19条により身分が保障される。▼しかし、労働基準監督署長の労災認定を受けなければならず、業務内容が複雑化してきたこともあって、その認定に至るまでには多くの時間を要する。また、認定条件が厳しいため支給にならないケースも多いことも今後の課題である。▼なお、労基法には規定されていない労働災害も労災保険制度の対象となるが、労基法第19条に規定する3年間とその後の30日の解雇制限については業務災害が対象であり、通勤災害は原則として業務災害ではないため、同19条による保護はない。▼そこで、JR九州労働組合は、組合員の各種の処遇について、労働協約でその取扱いを決めているが、引き続き、時代環境に応じた改善の検討が必要である。